

海老名市教育委員会

(平成29年 9 月 定例会議事日程)

日時 平成29年 9 月27日(水)

午後2時00分

場所 海老名市役所703会議室

教育長報告

- | | | |
|-------|----------|--|
| 日程第 1 | 報告第 16 号 | 海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 2 | 報告第 17 号 | 若者定住促進奨学金返還補助金交付要綱の見直しについて |
| 日程第 3 | 報告第 18 号 | 中央図書館の目的外使用料【カフェ及び書店】について |
| 日程第 4 | 報告第 19 号 | 海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会の進捗状況について |
| 日程第 5 | 議案第 27 号 | 平成29年度全国学力・学習状況調査結果の公表及びその方法について |



海老名市教育委員会

平成29年 9月定例会

◇教育長報告

1 主な事業報告

- | | |
|----------|---|
| 8月25日（金） | 教育委員会8月定例会
部活動検討委員会 |
| 26日（土） | 関東小学生男女ソフトボール大会
ひなた保育園竣工祝賀会 |
| 28日（月） | 第2学期始業式
あいさつ運動（社家小）
総合教育会議部内打合せ |
| 29日（火） | 市長定例記者会見 |
| 30日（水） | 校長会からの学校予算要望説明
市教委・校長連絡会 |
| 31日（木） | 週部会
主任児童委員意見交換会
連合運動会実行委員会
学校経営の在り方研究会 |
| 9月 1日（金） | 市議会第3回定例会本会議（開会） |
| 2日（土） | 単P会長会 |
| 3日（日） | 吹奏楽東関東大会 |
| 4日（月） | 総合教育会議打合せ |
| 5日（火） | 代表質疑ヒアリング |
| 6日（水） | 週部会
英語デー（大谷小） |
| 7日（木） | 市議会第3回定例会本会議（代表質疑）
臨時最高経営会議
一般質問部内調整 |
| 8日（金） | 中学校通級教室設置打合せ
学校ICT打合せ
一般質問部内ヒアリング |

9 日 (土)	第 2 回総合教育会議
1 1 日 (月)	英語朝会 (有鹿小) 一般質問ヒアリング
1 3 日 (水)	週部会 指導係 2 9 計画進捗報告 部活動検討委員会打合せ
1 4 日 (木)	文教社会常任委員会 全国学力学習状況調査基礎資料説明会
1 5 日 (金)	英語デー (中新田小) 台風 1 8 号情報連絡会
1 6 日 (土)	中学校体育祭 海老名中 柏ヶ谷中 大谷中 今泉中
1 8 日 (月)	中学校体育祭 有馬中 海西中
1 9 日 (火)	学校応援団連絡会打合せ 市中学校体育連盟専門部会
2 0 日 (水)	市議会第 3 回定例会本会議 (一般質問)
2 1 日 (木)	市議会第 3 回定例会本会議 (一般質問)
2 2 日 (金)	歴史絵手紙コンクール審査会 教育課題研究会
2 3 日 (土)	青年会議所事業夢プラン作り
2 4 日 (日)	東柏ヶ谷小地区市民レク大会
2 5 日 (月)	第 2 回学校応援団連絡会・研修会 臨時最高経営会議 全国学力学習状況調査経年比較説明会
2 6 日 (火)	文教社会常任委員会 (決算審査) U S B 使用制限打合せ 臨時英語教育推進協議会
2 7 日 (水)	週部会 支援係打合せ 教育委員会 9 月定例会

② 中学校給食の問題について

9月に入り、大磯町や相模原市などにおいて、業者弁当の配食による中学校給食に係る残食、異物混入等の問題が大きく取り上げられているところです。

海老名市では、平成23年度から「給食弁当注文方式」として、市内全6中学校で、家庭からの持参弁当との選択で、給食として、業者弁当を注文できるシステムを導入しました。

これは、これまでの中学校給食の経緯を勘案し、家庭からの持参弁当を望んでいる生徒や保護者がいる中、何らかの事由で弁当を必要とする生徒がいることから、それに対応し、いつでも給食としての業者弁当を利用できるようなシステムを、選択制として導入したものです。

導入にあたっては、学校給食であることから、専任の栄養士を市で雇用し、献立の作成、中学校給食の基準による食材の選定、衛生指導、調理指導を行っています。

具体的には、専任の栄養士が、給食の配食がある日は、毎日、業者の工場に入り、衛生環境はどうか、調理方法はどうか、異物の混入はないかなどのチェックをして、管理表を作成し、それを担当課が確認をしています。

また、専任の栄養士は、栄養バランスのとれた献立の作成、季節の食材の利用、残量の調査、生徒へのアンケートなどにより、よりおいしく安全な給食になるよう、日々、工夫・改善を図りながら取り組んでいます。

私としては、そのような専任の栄養士の姿を目の当たりにしていますので、現在、喫食率は20から30パーセントで選択制であることから、そのことを問題視してはいませんが、より多く利用していただくために、周知方法などの工夫を図る必要があると考えているところです。

③ 小学校英語デー・英語朝会について 「英語デー」

これまでの「主な事業報告」で示させていただいたように、昨年度の小学校2校での試行を受けて、今年度は、小学校全13校で「英語デー」を行っています。

その日は、市内の外国人英語講師9名と派遣会社のトレーナーがひとつの小学校に集まります。時には、指導係の加藤指導主事も加わって、体育館等で学年ごとに英語活動を行います。

多くの子どもたちが、前向きに目を輝かせて取り組みます。中には、英語はわからないからと一歩引いてしまう子もありますが、気がつくと一緒にの輪の中で楽しんでいます。

子どもたちの順応性に驚かされるばかりです。外国人英語講師を囲んで車座で、英語でゲームをしたり、そのためのやり取りをしたりします。

私としては、その姿を見て、まずは、子どもたちが英語に親しむ環境を整えることが大事だと思ったところです。

外国人英語教師が、または、ボランティアでも英語を使える大人や子どもが学校生活の中に普通にいて、ともに、生活していることで、抵抗なく子どもたちは英語を使えるようになるのではないかと考えるのです。

時間があれば、みなさんにも、保護者の方々にも、地域の方々にも、ぜひ、「英語デー」を参観してほしいものです。

「英語朝会」

みなさんの助言を受けて、年に1回、全小中学校の朝会で話をしています。今年度で、4年目となります。

今年度は、「英語朝会」ということで、私が外国人英語講師と英語でやり取り姿を子どもたちに見てもらい、また、簡単なインタビューをして、教職員や子どもたちを巻き込んで、朝会を行っています。まだ、中学校では行っていませんが、小学校での反応はよいと感じています。

私としては、何より、その姿を見ている教職員に、これからは、自分たちが主体的に英語教育を進めていかなければならないというメッセージとして、伝わってほしいと期待しているところです。

緊張しながらも、あと半年、「英語朝会」をがんばりたいと思います。

以上でございます。

報告第16号

海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年9月27日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律公布に伴う所要の一部改正措置を行うため

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の公布
に伴う海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

1 趣旨

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 71 号)が平成 29 年 6 月 23 日付で公布されたことに伴い、海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行う。

なお、条例については趣旨を変えない引用条項の繰下げであることから、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく専決処分とした。

2 改正内容

国家戦略特別区域法第 12 条の 4 が第 12 条の 5 に繰下がるため、海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 11 条第 3 項第 1 号おける引用箇所を改正する。

3 施行日等

- (1) 平成 29 年 9 月 15 日 専決処分
- (2) 平成 29 年 9 月 23 日 施行

4 新旧対照表

別紙のとおり

新（改正案）	旧（現行）
海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 第1条第10条 略 （職員） 第11条 学童保育事業者は、事業所ごとに、放課後児童支援員（以下「支援員」という。）を置かなければならない。 2 支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（支援員が行う支援について支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。 3 支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 （1）保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者 （2）社会福祉士の資格を有する者 （3）学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事した者 （4）学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 （5）学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 （6）学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において	海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 第1条第10条 略 （職員） 第11条 学童保育事業者は、事業所ごとに、放課後児童支援員（以下「支援員」という。）を置かなければならない。 2 支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（支援員が行う支援について支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。 3 支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 （1）保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者 （2）社会福祉士の資格を有する者 （3）学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事した者 （4）学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 （5）学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 （6）学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において

優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者 (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上学童保育事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの 4 第2項の支援の単位は、学童保育事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。 5 支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならぬ。ただし、利用者が20人未満の事業所であって、支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 以下 略	優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者 (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上学童保育事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの 4 第2項の支援の単位は、学童保育事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。 5 支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならぬ。ただし、利用者が20人未満の事業所であって、支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 以下 略
---	---

附 則

この条例は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成29年法律第71号）の施行の日から施行する。

報告第17号

若者定住促進奨学金返還補助金交付要綱の見直しについて

若者定住促進奨学金返還補助金交付要綱の見直しについて、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年9月27日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

交付対象者要件見直しのため（平成29年11月1日施行）

若者定住促進奨学金返還補助金交付要綱の見直しについて

1. 目的

今年度、教育委員会では定住促進に向けた奨学金返還補助事業を開始し、市長室及び財務部と協働でのPRを展開し、一定の効果をあげているが、事業開始後半年を前に、これまでの申請状況や要望から見えた「海老名市の奨学金返還者の実態」に即した要綱の見直しを行い、**若者の自立支援を拡充**し、さらなる制度の効果的運用を図りたい。

2. 見直し内容

対象者の「奨学金の返還年数制限の撤廃」

要件	現 行	見直し案
返還年数	返還 2 年目までの者	返還何年目でも可

※申請年度末日時点の年齢 30 歳未満であること等、他の要件は変更なし。

3. 見直しの背景

(1) 返還 3 年目以降の転入者

対象者である返還 2 年目までの転入者とは、大学等を卒業後、就職を機に海老名市に転入した者が主となるが、返還 3 年目（社会人 3 年目）以降に海老名市を選び転入してくる若者も多数いる。奨学金の返還年数は平均 15 年であり、返還年数制限の撤廃により定住促進を目的とした若者の自立支援を拡充したい。

(2) 一人あたりの返還額

申請者の平均返還額は 26,000 円で、当初想定していた 17,000 円より多額であるため、一人あたりの補助額の増が見込まれる。

4. 見直しによる対象者数・執行見込額

	申請状況	申請状況からみる見込	見直し案
人数	29 人（うち市内 11 人）	50 人（うち市内 20 人）	80 人（うち市内 20 人）
執行見込額	3,624,000 円	7,800,000 円	12,480,000 円

5. 要綱改正案文及び新旧対照表

別紙（案）のとおり

6. 今後のスケジュール

10 月 15 日 広報掲載

11 月 1 日 施行

返還年数制限の撤廃

※ 数字は返還年数（1→1年目、2→2年目）

23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
						1
					1	2
				1	2	3
			1	2	3	4
		1	2	3	4	5
	1	2	3	4	5	6
1	2	3	4	5	6	7

続柄「子」→「世帯主」の増加

若者の自立支援

1・2年目 13コマ

⇓

1～7年目 28コマ

$28 \div 13 \div 2$

廃止により対象者は**2倍**

一人あたりの返還額の実態

予算編成時シミュレーション	
返還額	17,000円／月
補助額	8,500円／月
	102,000円／年

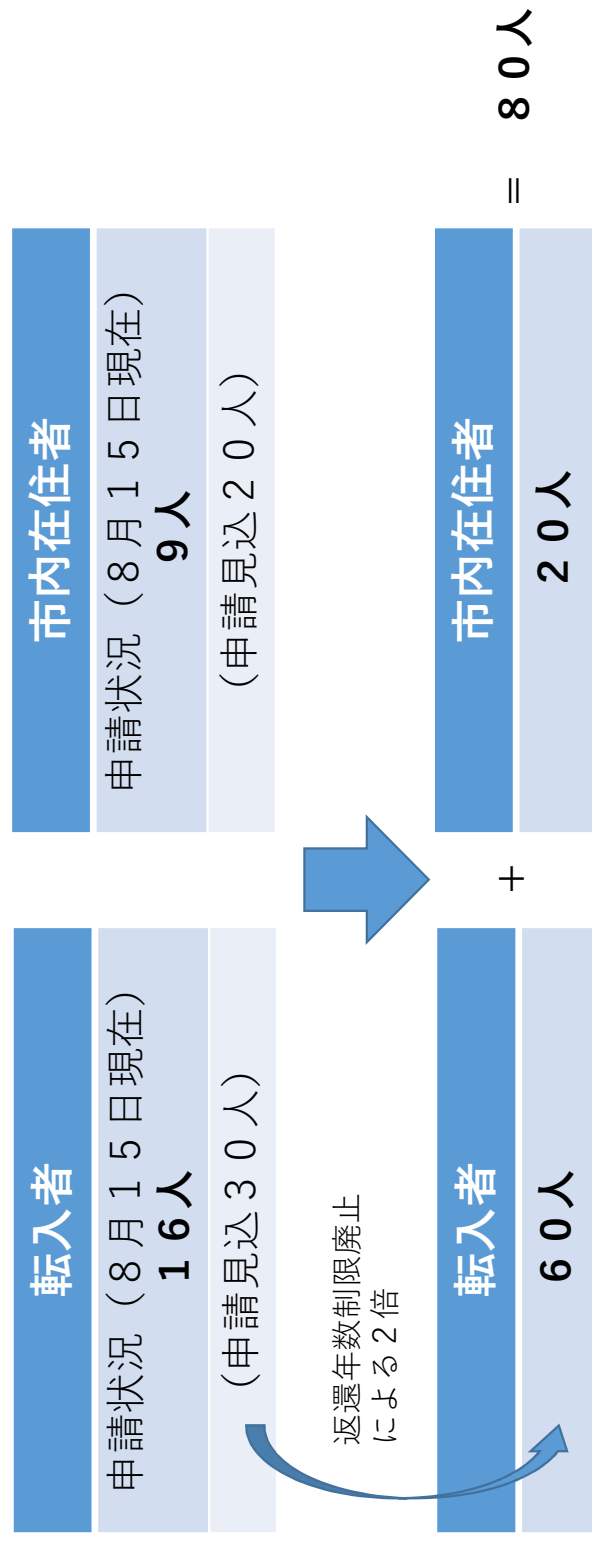


申請状況	
返還額	26,000円／月
補助額	13,000円／月
	156,000円／年

- ・大学院卒も多く、複数借入者が多い
- ・補助金利用にあたり、繰り上げ返済を検討する者もあり

見直しによるシミュレーション

予算編成時には見込みきれない実態に即して再考



対象者の減

一人あたりの補助額の増

執行見込額

$80人 \times 156千円（年額） = 12,480千円$

海老名市若者定住促進奨学金返還補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市への定住促進を図るため、奨学金等の貸与を受けた者で海老名市に定住する意思を有する者に対し、予算の範囲内において奨学金等の返還に要する経費の一部を補助することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 定住する意思を有する者

概ね5年以上居住することを前提として、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

（2） 奨学金等

次に掲げるものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する第一種学資金

イ 独立行政法人日本学生支援機構法第14条第1項に規定する第二種学資金

ウ 就学を目的として貸与を受けた奨学金等で、申請者本人が返還を行い、市長が認めるもの

（3） 奨学金等の貸与を受けた者

学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、大学院、短期大学又は専修学校専門課程に在学している期間に奨学金等の貸与を受けた者をいう。

（4） 奨学金等の返還

奨学金等の元金を返還することをいう。（利子のみの返還は除く）

（5） 市内在住者

定住する意思を有する者のうち平成29年1月1日以前から引き続き住民基本

台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

（補助対象者の要件）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する奨学金等の貸与を受けた者とする。

- （1） 申請年度において定住する意思を有する者であること。
- （2） 申請年度の末日時点での年齢が満30歳未満であること。
- （3） 申請年度以前に奨学金等の元金の返還を開始し、かつ、申請年度において奨学金等の元金の返還をしている者又は申請年度に奨学金等の元金の返還を開始しようとする者であること。
- （4） 奨学金等の返還に滞納がないこと。
- （5） 奨学金等の貸与を受けた者及び同一世帯内の親族に市税の滞納がないこと。
- （6） 申請年度において本要綱に定める補助金と同種の補助金等の交付を受けていないこと。
- （7） 海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- （8） 平成29年1月1日以前から引き続き住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記録されている定住する意思を有する者が補助を受けようとする場合において、当該定住する意思を有する者及び同一世帯の親族のうち最も所得が高い者の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、申請年度の前年のものとする。）が300万円以下であること。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げるもののほか要件を定めることができる。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海老名市若者定住促進奨学金返還補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付の上、市長に申請しなければならない。ただし、交付申請をした時点において奨学

金の返還を開始していない申請者は、第4号の書類の添付を省略することができる。

- (1) 奨学金等の貸与を証するものの写し
- (2) 奨学金等の返還計画
- (3) 交付申請をした日の属する年度内に返還する奨学金等の返還金額を証するものの写し
- (4) 奨学金等の返還に滞納がないことを証するものの写し（奨学金等の返還開始前の場合は省略可）
- (5) 同意書（第2号様式）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、市長が別に定める受付期間内に行わなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、海老名市若者定住促進奨学金返還補助金交付・不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から20日以内に海老名市若者定住促進奨学金返還補助金交付申請取下げ届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（申請内容の変更及び廃止）

第7条 交付決定者は、申請書の内容に変更が生じた場合又は申請を廃止しようする場合には、速やかに海老名市若者定住促進奨学金返還補助金変更（廃止）申請書（第5号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請により交付決定の内容を変更し、又は前項の申請若しくは第10条の規定により取消しを行った場合には、海老名市若者定住促進奨学

金返還補助金交付決定変更（取消）通知書（第 6 号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の額）

第 8 条 補助金の額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。

- （１） 申請年度内に返還する奨学金等の元金及び利子の月額 $\frac{2}{10}$ の額（その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とし、2 万円を限度とする。）に、奨学金等を返還する月数を乗じた額
- （２） 申請年度内に返還する奨学金等の元金及び利子の月割相当額 $\frac{2}{10}$ の額（その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とし、2 万円を限度とする。）に、当該年度内における奨学金等の返還期間に対応する月数を乗じた額

（補助金の請求）

第 9 条 補助金の交付を受けようとする交付決定者は、補助金の交付決定を受けた年度内に返還する奨学金等を全て返還したときは、申請年度終了後速やかに海老名市若者定住促進奨学金返還補助金請求書（第 7 号様式）に次に掲げる書類を添付の上、市長に提出しなければならない。

- （１） 奨学金等の返還の事実を証するものの写し
- （２） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 10 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取り消すものとする。

- （１） 第 3 条の要件を欠いたとき。
- （２） 虚偽の申請又は不正手段により交付決定を受けたとき。
- （３） この要綱又はこれに基づく市長の指示に従わないとき。
- （４） 前 3 号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。

- 2 前項の規定により交付決定を取り消したときは、海老名市若者定住促進奨学金返還補助金交付決定変更（取消）通知書（第6号様式）により通知する。

（補助金の返還）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、期限を定めて、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

（1） 前条に該当する状態に至った後に補助金の交付を受けたとき。

（2） 前号のほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

- 2 前項の規定による補助金の返還命令は、海老名市若者定住促進奨学金返還補助金返還命令書（第8号様式）により行う。

（補助事業の検証等）

第12条 市長は、この要綱による補助事業の実施状況を調査し、その効果を検証することができる。

- 2 市長は、前項に規定する調査を行うに当たり、補助金の交付を受けた交付決定者の同意をあらかじめ得た上、その目的の範囲内で、当該交付決定者の住民基本台帳を閲覧することができる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付決定を受けた者に係る第9条及び第12条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の海老名市若者定住促進奨学金返還補助金交付要綱の規定によってなされた補助金の交付申請は、改正後の海老名市若者定住促進奨学金返還補助金交付要綱の相当規定によってなされたものとみなす。

新 (改正案)	旧 (現行)
第1条 (略)	第1条 (略)
第2条 (略)	第2条 (略)
(補助対象者の要件)	(補助対象者の要件)
第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する奨学金等の貸与を受けた者とする。	第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する奨学金等の貸与を受けた者とする。
(1) 申請年度において定住する意思を有する者であること。	(1) 申請年度において定住する意思を有する者であること。
(2) 申請年度の末日時点での年齢が満30歳未満であること。	(2) 申請年度の末日時点での年齢が満30歳未満であること。
(3) 申請年度以前に奨学金等の元金の返還を開始し、かつ、申請年度において奨学金等の元金の返還をしている者又は申請年度に奨学金等の元金の返還を開始しようとする者であること。	(3) 申請年度に奨学金等の元金の返還を開始しようとし、若しくは開始した者又は申請年度の前年度に奨学金等の元金の返還を開始した者であること。
(4) 奨学金等の返還に滞納がないこと。	(4) 奨学金等の返還に滞納がないこと。
(5) 奨学金等の貸与を受けた者及び同一世帯内の親族に市税の滞納がないこと。	(5) 奨学金等の貸与を受けた者及び同一世帯内の親族に市税の滞納がないこと。
(6) 申請年度において本要綱に定める補助金と同種の補助金等の交付を受けていないこと。	(6) 申請年度において本要綱に定める補助金と同種の補助金等の交付を受けていないこと。
(7) 海老名市暴力団排除条例 (平成22年条例第43号) 第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。	(7) 海老名市暴力団排除条例 (平成22年条例第43号) 第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
(8) 平成29年1月1日以前から引き続き住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記録されている定住する意思を有する者が補助を受けようとする場合において、当該定住する意思を有する者及び同一世帯の親族のうち最も所得が高い者の合計所得金額 (地方税法 (昭和25年法律第226号) 第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、申請年度の前年のものとする。) が300万円以下であること。	(8) 平成29年1月1日以前から引き続き住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記録されている定住する意思を有する者が補助を受けようとする場合において、当該定住する意思を有する者及び同一世帯の親族のうち最も所得が高い者の合計所得金額 (地方税法 (昭和25年法律第226号) 第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、申請年度の前年のものとする。) が300万円以下であること。
2 市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げるもののほか要件を定めることができる。	2 市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げるもののほか要件を定めることができる。
第4条～第13条 (略)	第4条～第13条 (略)
附 則	附 則
(施行期日)	(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 (この要綱の失効) 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付決定を受けた者に係る第9条及び第12条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。 <u>附 則</u> (施行期日) 1 この要綱は、平成29年11月1日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行の際現に改正前の海老名市若者定住促進奨学金返還補助金交付要綱の規定によってなされた補助金の交付申請は、改正後の海老名市若者定住促進奨学金返還補助金交付要綱の相当規定によってなされたものとみなす。	1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 (この要綱の失効) 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付決定を受けた者に係る第9条及び第12条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。
--	---

報告第18号

中央図書館の目的外使用料【カフェ及び書店】について

中央図書館の目的外使用料【カフェ及び書店】について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年9月27日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

平成29年度中央図書館の目的外使用料【カフェ及び書店】を変更し、過年度分を含めた全ての差額分の納入が完了したことを報告したいため

中央図書館の目的外使用料【カフェ及び書店】について

1 経 緯

平成 29 年 3 月 3 日に海老名市監査委員から、中央図書館内のカフェ・書店に係る行政財産目的外使用料算出方法に関して、関係法令を検討し、徴収すべき使用料について精査するよう意見がありました。

このことを踏まえ、市教育委員会では十分精査し、条例に基づき毎年度算定を行った金額を再計算し、目的外使用許可を受けたカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と協議を行いました。

その結果、平成 29 年度使用料を変更し、差額分の納入が完了しました。

また、過年度分についても差額分すべての納入が完了しましたことを報告するものです。

2 使用料算出の変更点

- (1) 土地・建物ともに当該年度の評価額を用いて計算しました。
- (2) 建物の評価額は建築工事費、電気設備工事費、給排水衛生空調設備工事費の合計額に基づいて計算しました。

3 従来の使用料と再計算した使用料との差額

(単位 円)

	①従来の使用料	②再計算後の使用料	差額 (②－①)
27 年度	1, 9 4 9, 7 8 4	2, 3 0 2, 1 9 6	+ 3 5 2, 4 1 2
28 年度	3, 4 9 8, 1 4 3	4, 0 4 4, 2 5 3	+ 5 4 6, 1 1 0
29 年度	3, 4 9 8, 1 4 3	3, 9 5 8, 0 9 4	+ 4 5 9, 9 5 1
			+ 1, 3 5 8, 4 7 3

報告第19号

海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会の進捗状況について

海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会の進捗状況について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

平成29年9月27日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会の進捗状況について報告したいため

平成 29 年度第2回及び3回海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会

【結果報告】

第2回

1. 開催日時：
平成29年7月6日（金） 14：00～16：30
2. 開催場所：
海老名市役所 7階 701会議室
3. 出席者：
 - 委員・・・葉養委員、城向委員、佐藤委員、加藤委員、萩原委員、三木委員、梅崎委員（上田委員欠席） 以上7名
 - 事務局・・・教育長、教育部長、教育部次長、教育総務課長、施設係長、施設係主事
 - 傍聴者・・・なし
- 4 概 要：
 - (1) 諮問書の手交
 - (2) 審議事項
 - ・前回の検討内容について
 - ・学校施設再整備計画策定進捗状況について
 - ・新たな学校施設の姿について
 - ・先進的な取組事例の紹介

○ポイント

学校施設とその他の公共施設の位置関係、児童生徒推計による児童生徒数及び学級数の変化などについて説明を行い、学校施設の今後について検討を行った。

○主な質問及び意見

- ・将来の学校数などの具体的な数字は、公表するとひとり歩きしやすいため、注意が必要である。
- ・施設を廃止することとなったとしても、耐久性等も考慮し、使用できる施設であれば、用途変更等しながら使用していくなど検討が必要である。
- ・学校の規模は500人程度が良いと考える。
- ・学校は地域とともにあると感じる。
- ・学区は、地域の歴史や地域性、また「地域の名前」ではなく、「地域住民の暮らし」の単位で考えたほうが良い。
- ・学級数が少ない学校で、小中一貫校を実施すると、9年間成績の順位が変わらない可能性があるため弊害もあるようだ。

第3回

1. 開催日時：

平成29年8月30日（水）

施設見学 13：30～14：30

会 議 14：45～17：10

2. 開催場所：

施設見学 柏ヶ谷小学校、東柏ヶ谷小学校

会 議 東柏ヶ谷小学校 ランチルーム

3. 出席者：

○委員・・・葉養委員、城向委員、加藤委員、萩原委員、三木委員、上田委員、梅崎委員（佐藤委員欠席） 以上7名

○事務局・・・教育部長、教育部次長、教育総務課長、施設係長、施設係主事

○傍聴者・・・なし

4 概 要：

- （1）審議事項
- ・ 前回の検討内容について
 - ・ 劣化状況調査結果について
 - ・ 「児童生徒数」及び「学級数」の将来予測について
 - ・ 複合化・多機能化等について

○ポイント

学校施設の劣化状況、児童生徒推計による児童生徒数及び学級数の変化などから、改修の優先順位や学校の規模などについて検討を行った。

○主な質問及び意見

- ・ 外壁塗装は、一般住宅で12から15年、最長でも20年で防水等を行う必要がある。30年以上改修を行っていないのは問題である。
- ・ 学校の標準学級数を12学級以上24学級以下とのことだが、学区等を変えない限り、学校数は今のままで変わらないのではないかと。
- ・ 学区再編により、通学距離が遠くなる場合、スクールバスの導入を検討とのことだが、スクールバスの委託費用やルートなど検討することが多くある。
- ・ 学校を統廃合する場合は、地域住民が納得するのかわという問題がある。また、子ども、保護者、先生方は学校に想いがあると思うので、考慮が必要と思う。
- ・ 子供たちにとって、安全で安心して通学できる学校や施設の整備などを考えながら計画を作らないといけない。
- ・ 今は財政的に余裕があるかもしれないが、このまま施設を維持していくといずれ立ち行かなくなる。公共施設の効率化を図らないといけない。

議案第 27 号

平成29年度全国学力・学習状況調査結果の公表及びその方法について

別紙のとおり、平成29年度全国学力・学習状況調査結果の公表及びその方法について、議決を求める。

平成 29 年 9 月 27 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

平成29年度全国学力・学習状況調査結果の公表及びその方法について決定したいため

平成29年度全国学力・学習状況調査の公表及びその方法について

◆公表の目的

- ① ひとりひとりの児童・生徒が、自分自身を改善する。
- ② 学校が指導の改善に生かす。
- ③ 海老名市教育委員会が教育施策の改善に生かす。
- ④ 保護者・市民に公表し、学習習慣や生活習慣の改善に向けて協力を得る。

◆公表の方法

≪ 市全体の結果 ≫

- ・ 平均正答率や分布、質問紙の結果を、全国・県との比較で、数値や文章で表記する。
- ・ 平成26年度からの経年比較の結果を記載する。
- ・ 分析とともに今後の具体的な施策を記載する。
- ・ 地域や家庭と協力して取り組むことを記載する。
- ・ 市のHPにて公表する。(印刷物での配布はしない)
- ・ 「結果概要」「ダイジェスト版」を作成し、公表する。

≪ 各校の結果 ≫

- ・ 全校同じ構成で公表するが、様式・内容については学校裁量とする。
- ・ 平均正答率は記載せず、文章で表記する。
- ・ 分析とともに「これまでの取組から」「今後の具体的な取組について」を記載する。
- ・ 家庭との協力について記載する。
- ・ 冊子で全家庭に配布する。
- ・ 市のHPにて公表する。

◆今後の予定

- ・ 平成29年11月21日 市結果説明会
- ・ 平成29年11月22日 教育委員会定例会 公表内容の決定
- ・ 平成29年12月13日 児童生徒全家庭に冊子を一齐配布
- ・ 平成29年12月15日 ホームページ公開

平成 29 年度 全国学力・学習状況調査

海老名市結果公表様式 (案)

海老名市教育委員会

中学校数学B（主として「活用」に関する問題）

平成29年度
全国学力・学習状況調査

問題の趣旨

数学に関する学習内容のうち、身につけた基礎的な力を生かして様々な問題を解決したり、工夫して生活したりする力について調べる問題です。身近な事象について、文字式・平面図・表・グラフ・数量関係を表した式などを利用しながら解決したり、説明したりする問題が出題されています。

全体の正答率

* 平均正答率とは、ひとりひとりの児童生徒の正答率（全設問のうち何%の設問に正答したか）を平均したものです。

平均正答率は全国と比較して
3.4%上回っています

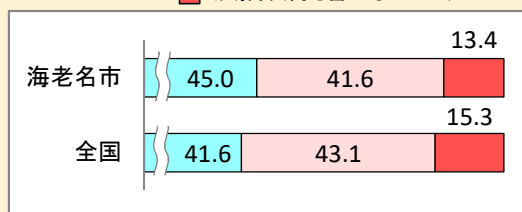
《平均正答率（%）》

	海老名市	神奈川県	全国	全国との比較
数学B	45.0	43.3	41.6	+3.4

誤答の
様子は…

《誤答の内訳（%）》

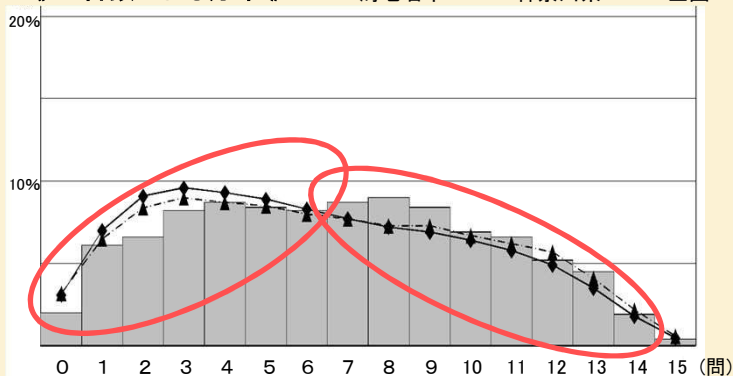
■ 正答 ■ 誤答（書いたが不正解だった）
■ 無解答（何も書かなかった）



無解答率（何も書かなかった）は13.4%でした。

《正答数による分布》

■ 海老名市 - - - 神奈川県 — 全国



全国と比較すると
正答数が7～14問の生徒が多く
6問以下の生徒が少ない
ことがわかります

* 正答率50%以下（0～7問）の生徒の割合は
56.9%でした。（全国は62.9%）

* 正答率80%以上（12～15問）の生徒の割合は
12.1%でした。（全国は10.7%）

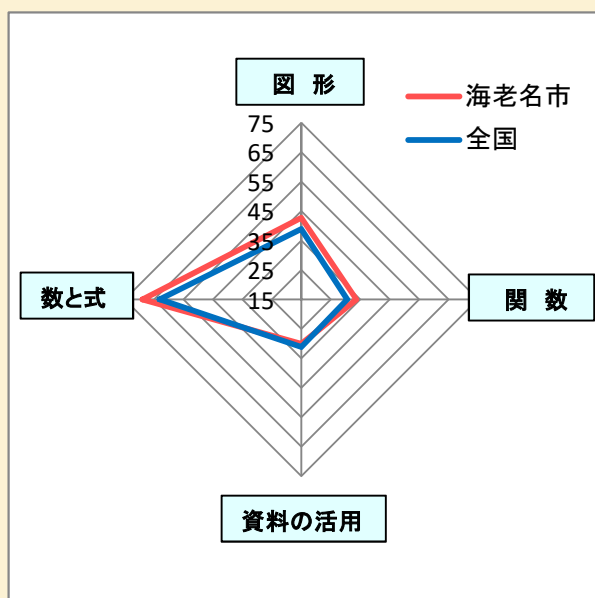
領域別の正答率

「資料の活用」以外は全国と比
較して上回っています

	海老名市	全国	全国との比較
数と式	68.9	63.2	+5.7
図形	42.8	39.0	+3.8
関数	33.7	30.7	+3.0
資料の活用	30.1	31.2	-1.1

* 「数と式」については、5.7%上回っていました。

* 「資料の活用」については、全国的に正答率が低い状況ですが、さらに1.1%下回っていました。



内容について

*（ ）内は、平均正答率の全国との比較

全国を上回った設問	○「連続する3つの整数の和は中央の整数の3倍になる」ことを、文字を使って説明する。(＋14.5)
	○円錐の展開図について、おうぎ形の中心角の大きさと円の半径の長さの関係を選ぶ。(＋7.3)
	○与えられた証明をもとに、条件を正方形から平行四辺形に変えたときの証明を完成させる。(＋7.0)

全国を下回った設問	○落し物調査の表から「ある数の全体に占める割合」を求める式を作る。(－4.2)
	○投影距離と投影画面の大きさの関係を踏まえて、スクリーンにあうプロジェクターの置き場所を選ぶ。(－0.1)

数学Bで平均正答率の全国との差が小さかった設問の例

割合を求める設問（全国との比較－4.2％）

拓也さんが作った表（落し物調査）（個）

		1回目	2回目
割合	文房具	201	212
	ハンカチ・タオル	49	28
	その他	55	50
落し物の合計		305	290
落し物の合計の平均値 (1学級あたりの落し物の個数)		20.3	19.3

(1) 拓也さんが作った表の1回目の調査で、落し物の合計のうち、文房具の占める割合を求める式を答えなさい。ただし、実際に割合を求める必要はありません。

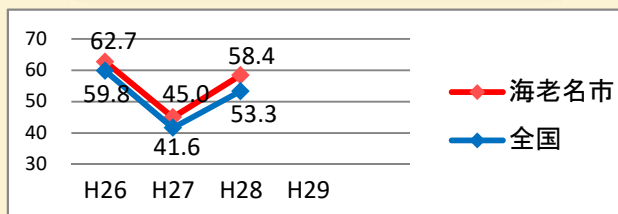
正答 $201 \div 305$

☆数学Bのすべての設問は、国立教育政策研究所のホームページで見ることができます。

考 察

- ◆ 全国と比べて、正答数が7問以上の生徒が多く、6問以下の生徒が少ない傾向があることから、基礎的な力を生かして問題を解決する力は、おおむね身についている。
- ◆ 全国と比べて、「数と式」「図形」「関数」の領域では平均正答率が大きく上回っており、基礎的な力を活用して問題を解決する能力が身についている。
- ◆ 各学年の3学期に取り扱う学習内容、特に「資料の活用」の領域では平均正答率が下回っていて、指導の工夫が求められる。

昨年度までとの比較



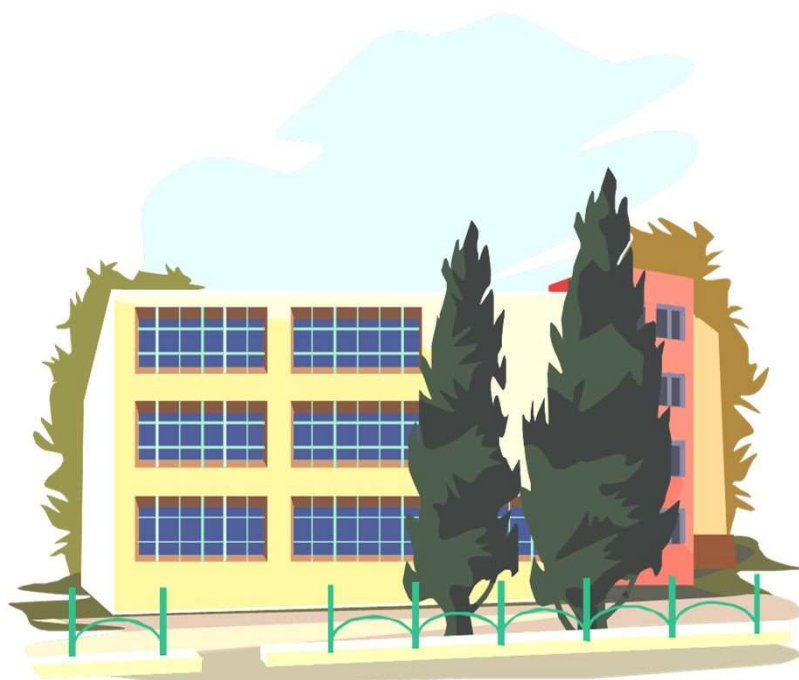
- ◆ 平成26年度からの3年間では、平均正答率の差が大きくなっている。
- ◆ 特に「資料の活用」の領域では、改善が必要である。

指導の改善にむけて

- ◆ 「資料を活用する力を高める」ために
 - 資料を活用するための基礎的な事項を確実に指導する。
 - 表やグラフを読み取り、わかった事について話し合う活動を取り入れ、指導する。
- ◆ 「数学的な考え方をさらに身につける」ために
 - 自分の考えを説明したり話し合ったりする活動を取り入れ、指導する。
 - 日常生活に即した課題に取り組み、数学の楽しさや面白さを感じることができるように指導する。

平成29年度

全国学力・学習状況調査の 結果について



平成29年12月
海老名市立〇〇小学校

目次

全国学力・学習状況調査について	P. 1
「国語に関する調査結果」と「今後の具体的な取組」	P. 2
「算数に関する調査結果」と「今後の具体的な取組」	P. 3
「児童質問紙の結果より」と「今後の具体的な取組」	P. 4
ご家庭で取り組んでいただきたいこと	P. 5



資料

学習・生活習慣と学力との関係

文部科学省が全国の児童生徒の調査結果を分析したところ、次のようなことがわかりました。海老名市全体の分析でもまったく同じ結果が出ています。

次のような児童・生徒ほど、教科の平均正答率が高い傾向にあります。
(教科に関する調査、児童・生徒質問紙調査より)

【教科への関心・意欲・態度】

- ・国語、算数・数学に対する関心・意欲・態度が高い

【学 校 生 活】

- ・学級みんなで協力して何かをやり遂げうれしかったことがある
- ・先生は、自分のよいところを認めてくれていると思う

【基本的生活習慣】

- ・朝食を毎日食べる
- ・毎日、同じくらいの時刻に寝る

【社会に対する興味・関心】

- ・地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある
- ・新聞を読んでいる
- ・テレビのニュース番組やインターネットのニュースを見る事に関心がある

【家庭学習・読書】

- ・学校の授業時間以外での学習時間が長い
- ・自分で計画を立てて学習をする
- ・学校の宿題、授業の予習・復習をする
- ・読書が好き、読書時間が長い、学校や地域の図書館に行く頻度が多い

【家庭でのコミュニケーション】

- ・家の人と学校での出来事について話をする
- ・家の人は、授業参観や運動会などの学校行事に来る

【自尊感情・規範意識】

- ・ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある
- ・学校のきまり、規則を守っている
- ・人の気持ちが分かる人間になりたいと思う

【基本的生活習慣】

- ・携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをする時間が短い

全国学力・学習状況調査について

全国学力・学習状況調査は、平成19年度に始まった全国一斉の調査です。平成22～24年度は抽出調査(平成23年度は震災の関係で実施を中止)でしたが平成25年度から再び、全国すべての小中学校が対象となりました

◆ 調査の目的

- (1) 児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- (2) 学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。
- (3) 以上のような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

◆ 調査の対象

- 国・公・私立学校の以下の学年、原則として全児童生徒
- ・ 小学校第6学年
 - ・ 中学校第3学年

◆ 調査内容

- (1) 教科に関する調査

【小学校】

- 国語A・算数A (主として「知識」に関する問題)
国語B・算数B (主として「活用」に関する問題)

【中学校】

- 国語A・数学A (主として「知識」に関する問題)
国語B・数学B (主として「活用」に関する問題)

「主として『知識』に関する問題」とは？

これからの学習や生活をしていく上で、確実に身につけておかなければならない基礎的な力を調査する問題

「主として『活用』に関する問題」とは？

身につけた基礎的な力を生かして様々な問題を解決したり、工夫して生活したりする力を調査する問題

- (2) 児童生徒に対する質問紙調査

学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問

- (3) 学校に対する質問紙調査

指導方法や取組、人的・物的な教育条件の整備の状況等

◆ 調査実施日

平成29年4月18日(火)



国語に関する調査結果

国語 A

(主として「知識」に関する問題)

《優れている所》

○

○

○ページ内の文言・様式については、学校裁量で
変更することができる。

○保護者にとって、分かりやすい表現にする。

《努力を要する所》

○

○

国語 B

(主として「活用」に関する問題)

《優れている所》

○

《努力を要する所》

○

○

これまでの取組から

○

○

今後の具体的な取組について

○

○



算数に関する調査結果

算 数 A

(主として「知識」に関する問題)

《優れている所》

○

○

○ページ内の文言・様式については、学校裁量で
変更することができる。

○保護者にとって、分かりやすい表現にする。

《努力を要する所》

○

○

算 数 B

(主として「活用」に関する問題)

《優れている所》

○

《努力を要する所》

○

○

これまでの取組から

○

○

今後の具体的な取組について

○

○



児童質問紙の結果より

学習について

《よかった所》

○

○

《課題と思われる所》

○

○

生活について

《よかった所》

○

《課題と思われる所》

○

○

○このページの表記の仕方は、数値を使って具体的に記述してもよい。

これまでの取組から

○

○

今後の具体的な取組について

○

○



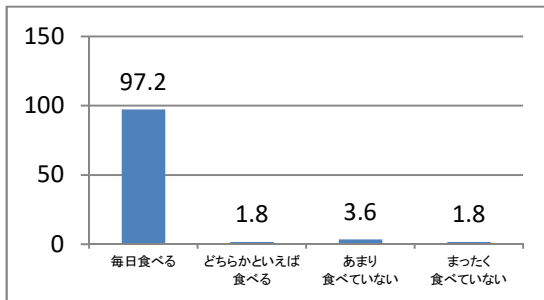
ご家庭で取り組んでいただきたいこと

平成29年度全国学力・学習状況調査の結果の分析より、「ご家庭で取り組んでいただきたい6つの項目」をまとめました。できることから、ぜひ、始めてみてください。

1 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○しましょう。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

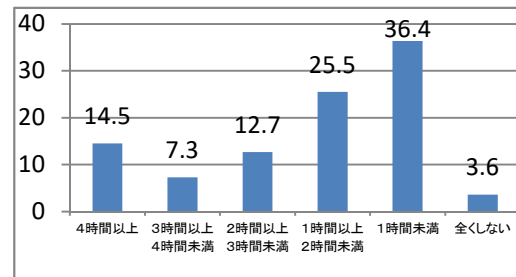
朝食を毎日食べていますか。



2 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○しましょう。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

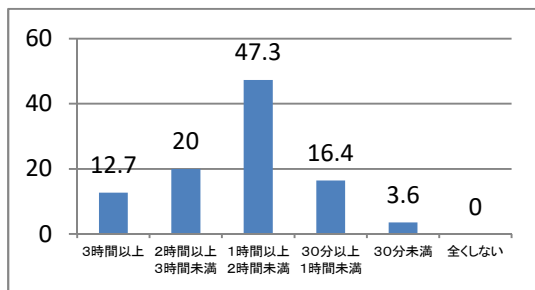
普段一日どれぐらいの時間ゲームをしますか。



3 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○しましょう。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

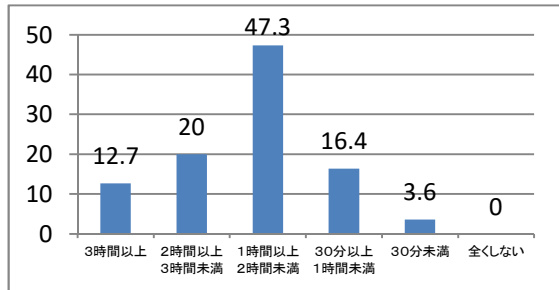
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○



4 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○しましょう。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

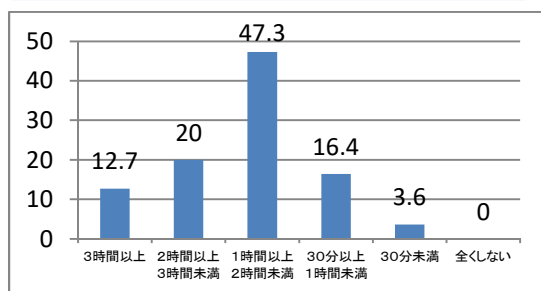
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○



5 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○しましょう。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

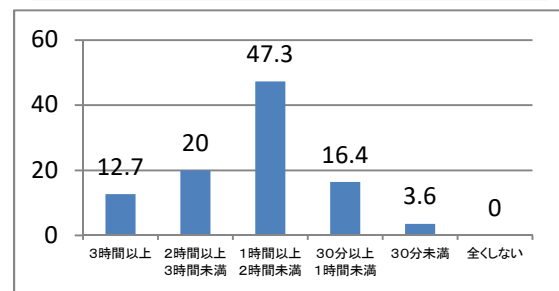
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○



6 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○しましょう。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○



裏表紙については学校の裁量とする。
(イラスト等のみでもよいし、文章等を入れてもよい)

学校施設再整備計画策定検討委員会の進捗状況について

【基本的な考え方】

「持続可能」で「夢」のある計画

劣化状況調査

1. 学校施設建物情報一覧

(1) 学校施設建物情報一覧 (1 / 3)

学校の管理番号順

【**躯体の健全性**】

- ・圧縮強度13.5N/mm²以下の棟はなし。長寿命化が可能。ただし、外壁の劣化が進んでいる棟は、詳細調査の必要あり。

【劣化状況】

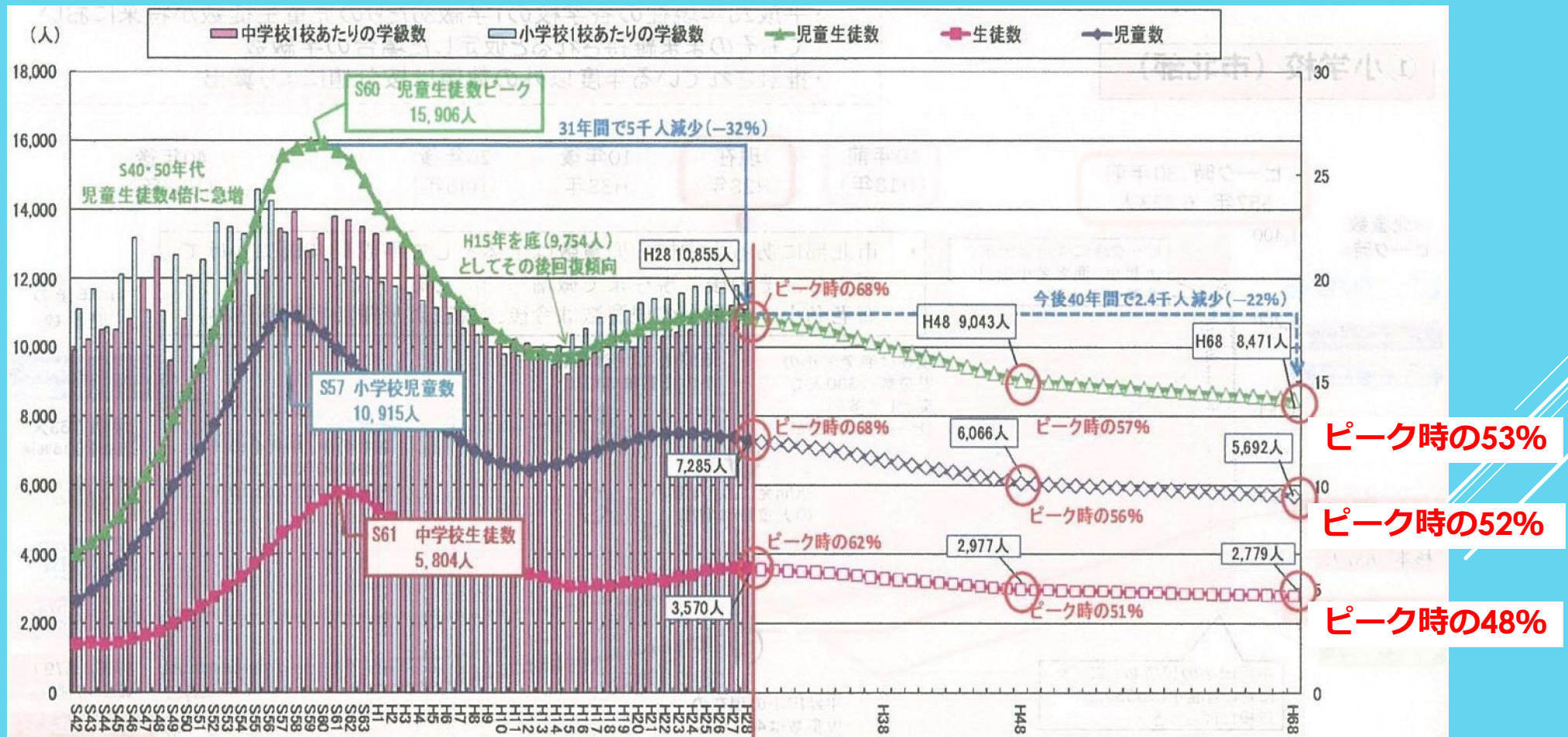
- ・ 屋上・外壁は一部の学校を除き、計画的に改修が実施されているため、全体の中では劣化が顕著に見られる棟は比較的少ない。(屋上・外壁が未改修は、海老名小、柏ヶ谷小、柏ヶ谷中、有馬小、有馬中)
- ・ 内部の改修が近年実施されていないため、劣化が一様に進行している。

海老名市学校施設 建物情報一覧表

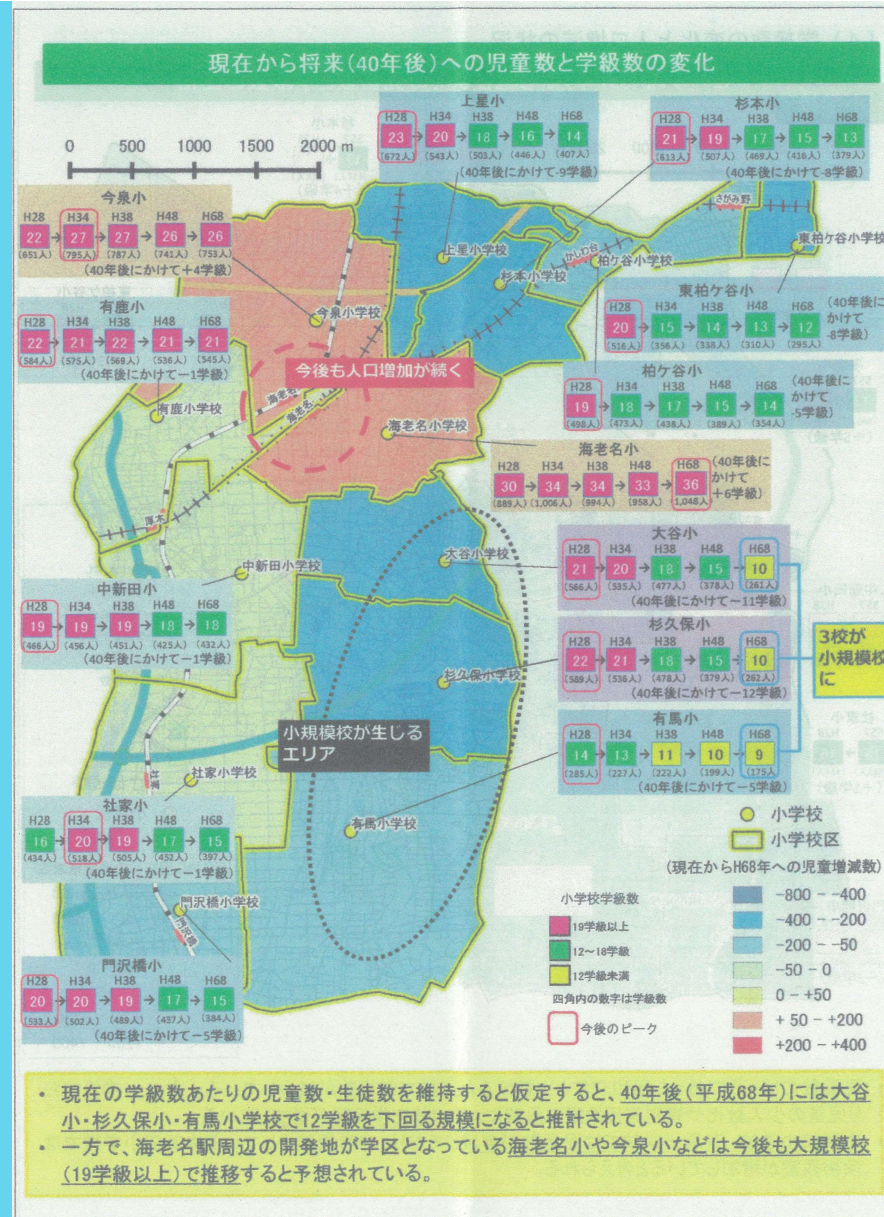
[illegible]

校舎	58棟
体育館	19棟
合計	77棟

児童生徒推計（シミュレーション）

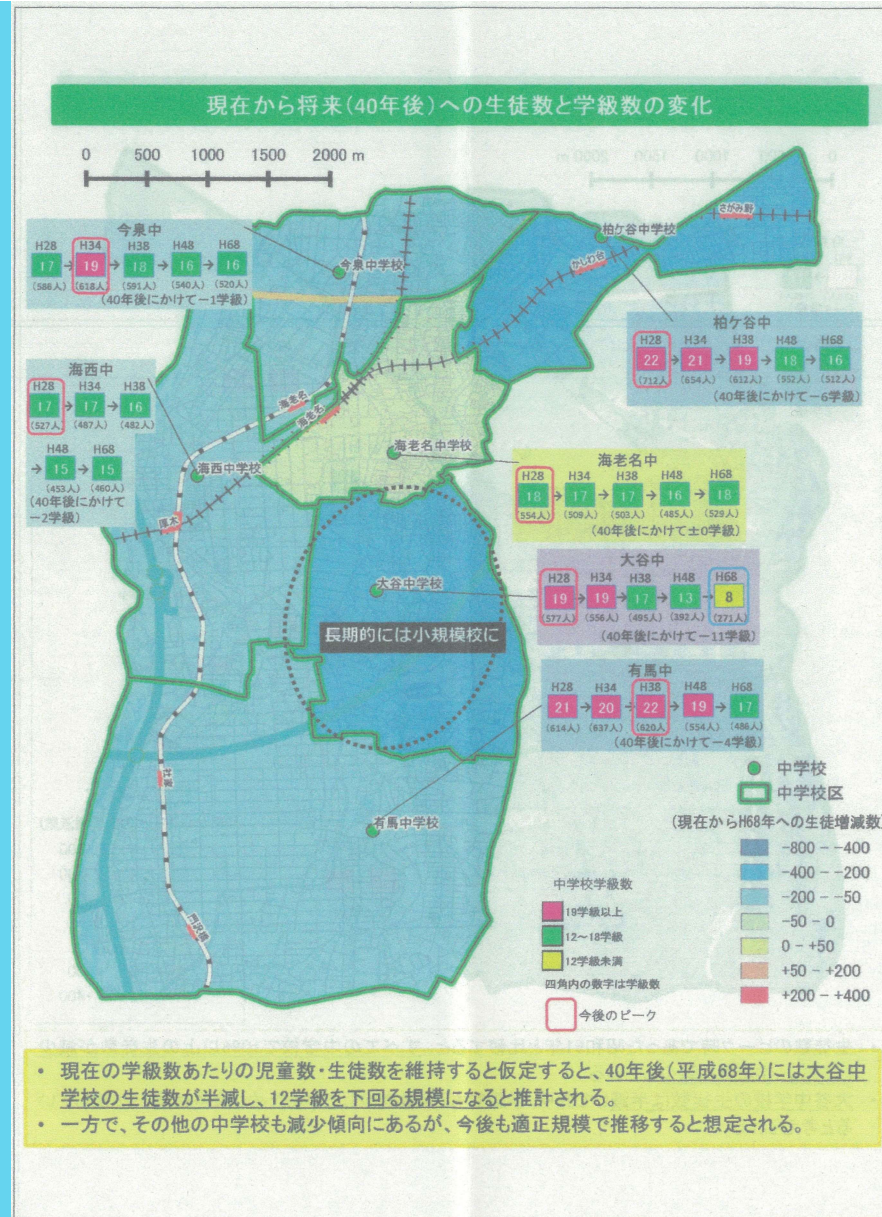


小学校 (児童・学級数)



現在(H28) 269学級
将来(H68) 213学級
減少数 △56学級

中学校
(生徒・学級数)



現在(H28) 114学級
将来(H68) 90学級
減少数 △24学級

新たな学校施設の姿について

- (1) 小中一貫教育（義務教育学校）**
- (2) コミュニティスクール**
- (3) インクルーシブ教育**
- (4) 多機能化・複合化**
- (5) 児童・生徒アンケート結果 など**

児童生徒アンケート結果について

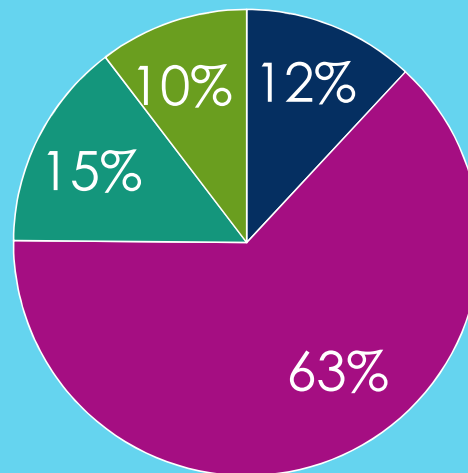
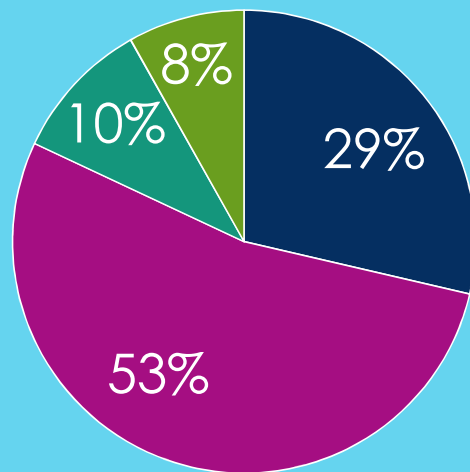
○アンケート回答状況

小学3年生	403人
小学6年生	405人
中学2年生	193人
合 計	1,001人

問1 通っている学校の印象を教えてください。
(※回答は、「小学校6年生」「中学校2年生」のみ)

■①良い ■②どちらかというといい ■③どちらかというときくない ■④くくない

小学校6年生 中学校2年生



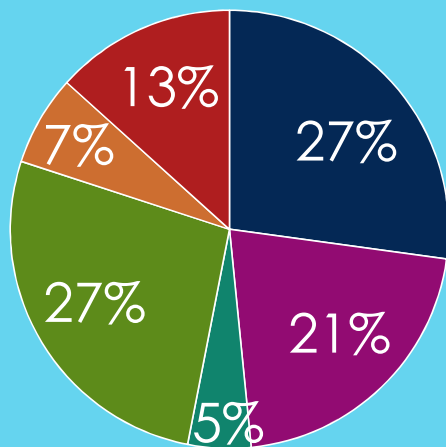
○小学校6年生の82%が好印象

○中学校2年生の75%が好印象

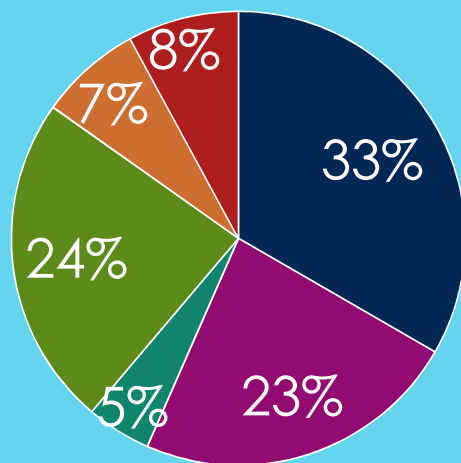
問2 40年後の学校は、どんな学校になっていると思いますか？ (複数回答可)

- ①校舎が新しくなっている
- ②校舎にエレベーターがついている
- ③木造校舎になっている
- ④(小学生用) 遊ぶものがたくさん校庭にある・(中学生用) パソコンで授業をしている
- ⑤今と変わっていない
- ⑥その他

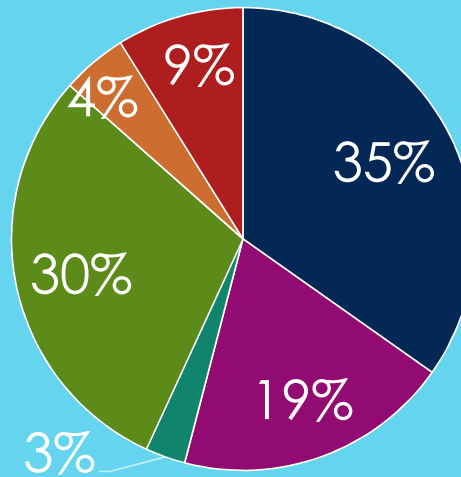
小学校3年生



小学校6年生



中学校2年生



○小・中学生ともに
80%以上が「今と変わ
っている」と回答

問3 小学校または中学校と一緒にあったらいいと思う施設は何ですか。
(複数回答可)

■ ①保育園（幼稚園）

■ ③高校

■ ⑤スポーツ施設（体育館など）

■ ⑦図書館や博物館

■ ⑨老人福祉施設

■ ②小学校・中学校

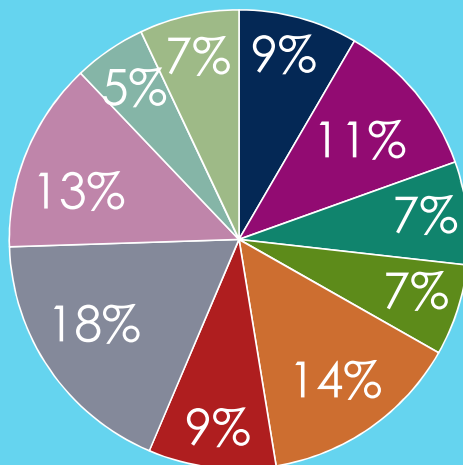
■ ④学童保育クラブ

■ ⑥コミュニティセンター

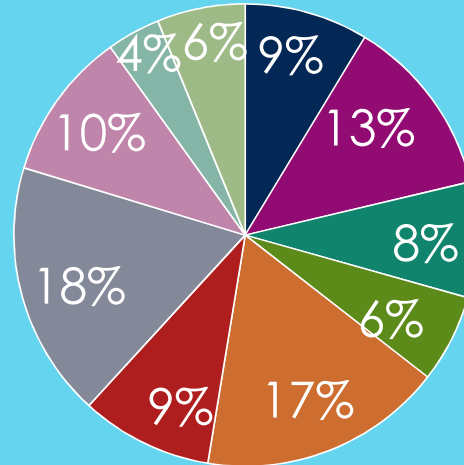
■ ⑧消防署や避難所

■ ⑩その他

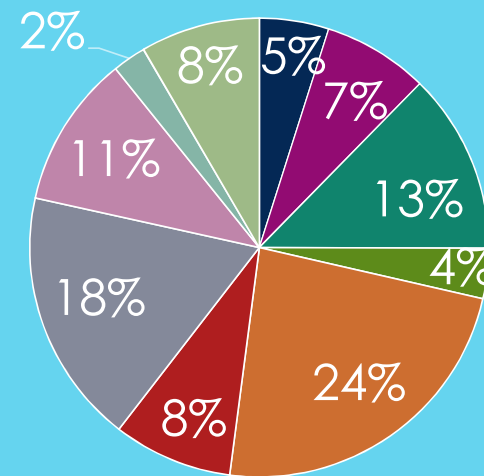
小学校3年生



小学校6年生



中学校2年生



○小・中学生ともに
図書館やスポーツ施設等、「様々な施設が
一緒にあったら良い
と思う」

学校施設整備方針の視点

具体的な対応策

1

増加校はピーク時を見据えた児童生徒数への対応
減少校は長期的に複数校で面的に対応
(地域の実情に応じた対応)

2

おらが学校

地域コミュニティの拠点施設として、周辺公共施設との複合化・多機能化

3

地域連携による開放施設の
新しい運営のあり方

4

新しい学習形態への対応

- ・小中一貫校
- ・新たな整備レベル
- ・適正規模の検討 等

5

財政と連動した長寿命化計画
(適切な維持管理・更新のあり方)

①面的再編：校舎を他のエリアに建設

②増築：市民開放型の校舎を増築

③施設一体型小中一貫校の設置

④コミセン等の公共施設との複合化

⑤近隣公共施設との連携

⑥義務教育学校への移行

⑦重点整備：LED化、木質化、バリアフリー化

⑧学区再編と減築・再編